

技能章考査員の推薦ガイドライン(推薦にあつたてのポイント)

2014.12.05 改訂

(1) 技能章指導員と技能章考査員の役割

- ① 技能章指導員と技能章考査員の役割分担(教育規定 4-22.4-23)を理解すること。
- ② 技能章考査員は、県連盟の奉仕員であること。
- ③ 技能章指導員は、できる限り技能章考査員を兼務すること。

(2) 技能章指導員・考査員の推薦条件

- ① 担当する技能章課目について、専門的知識を有すること。
 - 技能章課目の考査細目を正しく理解して、スカウトに技能修得の指導ができる能力があるかどうか、または、考査の合否の判定を判断できる能力があるかが委嘱に当たつての要件となる。そのため、その技能章の全課目に対応できる十分な知識と能力を有していることが基本であるので、団または地区においては、次項に掲げる資格等を満たす者を候補者として推薦をする前に、当該技能章の全課目を提示し対応できるか否かを確認することが必要である。
 - 各技能章における技能章指導員・考査員に求められる資格要件については、別添として添付してある。ここにあるのは「標準」(※(4)①参照)なので、そこに示されている要求資格を満たしていることが、推薦にあつたての必要要件となる。
 - 例外としては、資格は無いけれども、有資格者以上の専門知識と実力を有していることが立証されている・・・等の場合が考えられるが、これについては、県内に該当する技能章考査員がいない場合に限られ、それについては4. ①、9. ③による。
- ② 担当する技能章課目を通じて、スカウトと接触することに適していること。
 - スカウティングにおける考査とは、スカウトの成長に寄与することが基本としてある。そのため、まずはスカウティングの教育方法について、基本的に理解されていることが必要となる。この「理解」を得るために、県プログラム委員会では、「スカウティング基本セミナー『進歩制度』もしくは『進歩制度とバッジシステム』」を実施しているので、それへの参加を求めている。
 - 技能章考査員や技能章指導員に求められる人間性としては、高圧的だったり、権威的だったり、またいい加減すぎて信頼がおけなかったり・・・という方はいくら技能に精通していたとしても不適。スカウト指導を一分野でも委ねて、協力していただくということは、「技能章の考査ができる能力」すなわち、知識・技能だけでなく人間性も含めた総合能力ということである。
- ③ 少なくとも、18歳以上であること。
- ④ 技能章考査員・指導員の就任資格に年齢は明記されていないが、指導者(副長補・補助

者)を18歳以上としている理由を考えると、技能章考査員・指導員についても18歳以上であることが必要とされる。ただし、18歳以上であれば、ベンチャースカウトも可である。

⑤ **必ずしも加盟員でなくてもよいこと。また、スカウトの経験がなくてもよいこと。**

- 加盟員である隊指導者、ローバースカウト、あるいは団委員に技能章指導員や考査員をお願いするばかりでなく、スカウトの両親をはじめ、地域の協力者の中から専門的な技能や知識をもった適任者を加盟員以外から幅広く求めることが大切。
- 例えば、近所の自転車店の主人には「自転車章」、クリーニング店経営のカブスカウトの父親には「洗濯章」、柔道2段のボーイスカウト隊長の友人には「武道・武術章」、近くの消防署にお願いして「消防章」の指導員か考査員をといったようにお願いすることを考える。
- これらの方々に指導員、考査員を受けていただく背景には、地域社会との繋がりによるスカウティングへの理解と普及を見込んだ、地域の社会教育ネットワークの参画または整備がその背景にある。そのことを重視していることを忘れてはいけない。

(3) 技能章考査員(指導員)のための説明会等への参加義務

- ① 在任期間中、県連が実施する技能章考査員(指導員)のための説明会(もしくは先に示した「スカウティング基本セミナー」)に参加できること。
 - (2)②でも示したが、技能章指導員・考査員は、スカウティングの教育方法について、基本的に理解されていることが必要である。このセミナーに参加することが、技能章指導員・考査員の就任要件とする。
 - このセミナーに参加できない(しない)場合は、各地区において地区コミッショナーが個別に説明会を開催してフォローすることとなる。それにも参加しない場合は、委嘱を取り消す。2期委嘱を取り消された場合は、再度の委嘱はしないものとする。

(4) 各団からの適任者を推薦する

- ① 別添の「技能章指導員・考査員の資格(標準)」の推薦基準を満たしていること。
 - ここでいう「標準」とは、この場合は、選任の拠り所となる判断基準である。その内容は誰でも理解でき、かつ共有できることが求められる。また、茨城県連盟として、資格基準を変更している技能章があるので、注意が必要。
 - 厳密な言い方をすれば、技能章考査員・指導員として推薦するには、その方が、この基準を満たしていることが大前提となる。
 - 推薦に当たっては、まず、この基準を満たす方を探すことが第一。それでも、該当する方がいなくて、技能章の考査に支障がある場合に、初めて「その基準には満たないけれど、基準にいちばん近い方*」を選任する・・・という協議が始まる。そのため、地区からの推薦の段階では、「該当者なし」とするが、地区としては、*の人材がいることを次席候補者として挙げてもらいたい。県連全体での調整の後、考査員のい

ない技能章については、県コミッショナーと県プログラム委員長とで推薦を協議する。

- ② 各技能章の考査員の人数については、スカウト」たちの取得のニーズを勘案すること。
(過去の技能章交付実績が参考になる。しかしその数にこだわりすぎないこと)
- ③ 1人が担当する技能章の数は、3つ以内(を原則)とすること。
 - 多くても1人5つまで。これを超えている場合は、5課目以上の考査員とななければならない理由を付して推薦をすること。
- ④ 技能章指導員や考査員は、地区、県内のスカウトのために奉仕する人たちであること。
(団には、その団に係る技能章考査のみを行うものではないことを認識してもらうこと)
- ⑤ その上で、技能章指導員、考査員に求められる資質《(2)①～④》を満たしていること。
- ⑥ 団委員長(団委員会)は諸条件を満たす人を選び、地区進歩委員会に推薦する。(様式:技能章考査(指導)員委嘱申請書(団→地区用)を使用)

(5) 地区進歩員会で候補者を決定する

最初から多数の技能章指導員と考査員をおくのではなく、必要により、いつでも補充できる即応性のある仕組みにしておくこと(地区の規則、県連の規約の確認要)。

- ① 地区プログラム(進歩)委員会は、地区として(県連盟も視野に入れて)必要とする技能章考査員(指導員)の諸条件を考慮し、各団や地区進歩委員会から推薦された候補者をもって調整・審査し、県連盟に申請する技能章考査員(指導員)候補者を決定する。
- ② 地区プログラム(進歩)委員会は、技能章考査員の候補者を選んだなら、地区委員会の承認を得て、県連に候補者の委嘱の申請をする。これと並行して地区委員会に「技能章指導員」承認の議案を提出し、承認を得る。
 - **推薦人数について**
野営章、野営管理章、救急章、炊事章、水泳章については、各地区において2～3名を人選する。その他の技能章については県内で2～3名程度人選をする。ただし、スキー章のように「団」のスキー行に同伴して考査を行うために、団内の有資格者を候補者として推薦する場合は、この限りとしない。

(6) 技能章指導員の委嘱

- ① 技能章指導員の中で考査員を兼務する方については、本人への委嘱通知等の手続きは、理事会における技能章考査員の委嘱承認手続きの完了後、地区委員長が併せて委嘱状を送る。(←文言の修正)
- ② 技能章考査員の委嘱状は、地区を通して技能章考査員に交付される。それと併せて技能章指導員の委嘱状を、団を通じて(地区プログラム(進歩)委員会の推薦の場合は地区プログラム(進歩)委員会)から、技能章考査員・技能章指導員に交付する。
- ③ 委嘱に際しては、地区委員長名で「技能章指導員委嘱状」(技能章の指導と考査の手引

付表—2(1)参照P21)を準備し交付する。

(7)技能章考査員の委嘱

- ① 地区進歩委員会は、技能章考査員の候補者を選んだなら、地区委員会の承認を得て、県連に候補者の推薦をする。「技能章考査(指導)員委嘱申請書(地区→県用)」
- ② 県連盟の進歩専門委員会は地区より申請された技能章考査員の候補者について資格審査し、総合的に調整した上、理事会の承認を得て、連盟長の名をもって委嘱する作業を行う。(技能章の指導と考査の手引付表—2 参照P21)「技能章考査員委嘱状」
- ③ 委嘱にあつたては、県連盟として、技能章考査員の任期、就任承諾の確認などの手続きをする。
- ④ 技能章考査員の委嘱状は、地区を通して技能章考査員に交付する。(6)②)
- ⑤ 「技能章指導員・考査員登録票」を本人から提出していただく。(技能章の指導と考査の手引付表—3 参照P22)

(8)技能章指導員・考査員名簿の作成

- ① 県連は「技能章考査員名簿」、地区は「技能章指導員名簿」を作成して、各団(BS・VS 隊長・団委員長)、進歩担当委員、地区コミッショナーなど関係者に配布する。と同時に県連盟ホームページにも掲載する。

(9)技能章考査員の追加委嘱申請

技能章によっては、技能章考査員が選任されていないものもある。しかしながら、スカウトから申請があつたときに、技能章考査員がいないため考査ができない、ということは避けなければならない。

そのため、随時必要な技能章考査員を委嘱できるようにしておく。多くの場合、その委嘱については急を要することが想定されるため、次の手続きにより委嘱をする。特に急を要さない技能章考査員の追加については、通常の手続きにより委嘱を行う。

- ① 「技能章考査員がいないため考査ができない」という事態を生じさせないため、隊長と地区コミッショナー、および隊長から団会議を通じて団の進歩担当団委員から地区のプログラム(進歩)委員会への連絡を密にする。
- ② 地区進歩委員会は、地区内の有資格の適任者の有無を調査し、存在すれば⑤の手続きをする。存在しない場合は、県進歩委員会を通して、他の地区に有資格の適任者がいるかどうかの調査を依頼する。存在すればその所属する地区において⑤の手続きをする。
- ③ 県内に適任者がいない場合は、「その基準には満たないけれど、基準にいちばん近い方*」の選任について県コミッショナー及び県進歩委員会で検討する。
- ④ 有資格の適任者と調整し、技能章考査員を受諾してもらえる場合は、地区プログラム

(進歩)委員会の発議により、地区委員会(地区委員会の開催が直近にない場合は、地区委員長及び地区コミッショナー。ただし、この場合は、後日地区委員会の追認を得ること)の了承を得て、県進歩委員会を通して理事会に委嘱申請をする。理事会は、直近の理事会(定例・常任)においてそれを承認し、委嘱する。(ただし、常任理事会は、その承認について理事会から代理承認の権限を委譲されていることが必要。)

- ⑤ また、技能章考査員が、諸事情により奉仕できない状態になり 他に技能章考査員がない等、早急の対応が必要になった場合についても、同様に手続きを要する。
- ⑥ 考査員・指導員が不在の技能章で、更に緊急を要し、上記の手続きが取れない場合については、県コミッショナーの責任において考査をすることができることとする。(県コミッショナーは、適任者に考査を委託することができる。)